

ごみ集積場所の維持管理に関する考え方

(ごみ集積場所に関するガイドラインの補足)

- 1 自治会など，利用する皆さんで場所を決めて，設置の申出をしていただきます。
- 2 自治会など，利用する皆さんでルールを決めて，維持管理（カラス除けネットの購入や清掃など）をしていただきます。
- 3 ごみ集積場所は，誰もが自由に使えるごみ捨て場ではありませんので，そこを利用する皆さんで清潔に保持してください。
- 4 自治会への加入・未加入とは関係なく，既存のごみ集積場所を新たに利用する場合は，既に利用している皆さんに挨拶をし，利用のルールを確認してください。

ごみ集積場所の利用にあたっては，維持管理の責任が伴います。利用する皆さんの相互理解のもと，適切な利用をお願いいたします。

問い合わせ先
八千代市清掃センター
TEL047-483-4521



八千代市清掃センター